

平成29年1月16日

生命保険窓販商品の追加

－ 住友生命『ふるはーとJロードプラス』を取扱開始－

＜正式名称：5年ごと利差配当付終身保険＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成29年1月16日（月）から、一時払終身保険『ふるはーとJロードプラス』（引受保険会社：住友生命保険相互会社）を販売開始いたします。今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『ふるはーとJロードプラス』

《正式名称：5年ごと利差配当付終身保険》

（引受保険会社：住友生命保険相互会社）

2. 販売開始日

平成29年1月16日（月）

3. 商品概要

『ふるはーとJロードプラス』の主な特徴

＜1＞第1保険期間（契約後5年または10年）の死亡給付金額を一時払保険料相当額に抑えて、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身）の死亡保険金額を大きくし、キャッシュバリューの魅力も高めています。

＜2＞解約返戻金額は、第1保険期間中は一時払保険料相当額、第2保険期間中は死亡保険金額を上限に増え続けますのでさまざまな資金ニーズにご活用いただけます。

＜3＞解約返戻金額・死亡保険金額等は円建でご契約時に確定します。

＜4＞職業のみの告知でお申し込みいただけます。

＜5＞ご契約年齢範囲は15歳～90歳（※）です。

（※）金利情勢によっては、お取扱いできない年齢があります。

『ふるはーとJロードプラス』の商品概要

『ふるはーとJロードプラス』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内容											
しくみ図 (イメージ)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">お支払いする保険金等</th> <th>お支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保険期間中</td> <td>死亡給付金</td> <td>一時払保険料相当額</td> </tr> <tr> <td>災害死亡保険金</td> <td>第2保険期間の死亡保険金額と同額</td> </tr> <tr> <td>第2保険期間中</td> <td>死亡保険金</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table>		お支払いする保険金等		お支払金額	第1保険期間中	死亡給付金	一時払保険料相当額	災害死亡保険金	第2保険期間の死亡保険金額と同額	第2保険期間中	死亡保険金
お支払いする保険金等		お支払金額										
第1保険期間中	死亡給付金	一時払保険料相当額										
	災害死亡保険金	第2保険期間の死亡保険金額と同額										
第2保険期間中	死亡保険金	死亡保険金額										
契約年齢範囲 と 第1保険期間	契約年齢範囲	15歳～49歳	50歳～90歳 ^(※)									
	第1保険期間	10年	5年									
被保険者の契約年齢により、第1保険期間が異なります。 (※)金利情勢によっては、お取扱いきれない年齢があります。												
保険料 払込方法	一時払いのみ											
保険料の 取扱基準	【最低一時払保険料】	100万円										
	【最高一時払保険料】											
	被保険者の契約年齢	15歳～49歳	50歳～90歳									
最高一時払保険料	7000万円	3億円										
告知	職業のみの告知											

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、住友生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■解約返戻金について

この保険は、契約後一定期間は、解約返戻金額が既払い保険料を下回ります。

このプレスリリースは、『ふるはーとJロードプラス』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約内容説明書」を必ずご覧ください。

●ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。
- ・当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

以上

この資料は、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。
ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり一定款・約款」
「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。

平成28年10月版

商品概要書

住友生命の 一時払終身保険

ふるは〜と
ロード plus プラス
5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)

審査用

未定稿

職業のみの告知でお申し込みいただけます。

特徴
1

死亡給付金額、(災害)死亡保険金額、解約返戻金額は、
円建てでご契約時に確定します。

特徴
2

第1保険期間(*1)の死亡給付金額を一時払保険料相当額に抑えることで、
第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身)の
死亡保険金額を大きくしています。

(*1)ご契約年齢により異なります。

契約年齢 15歳~49歳:10年間 契約年齢 50歳~90歳(*2):5年間

(*2)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

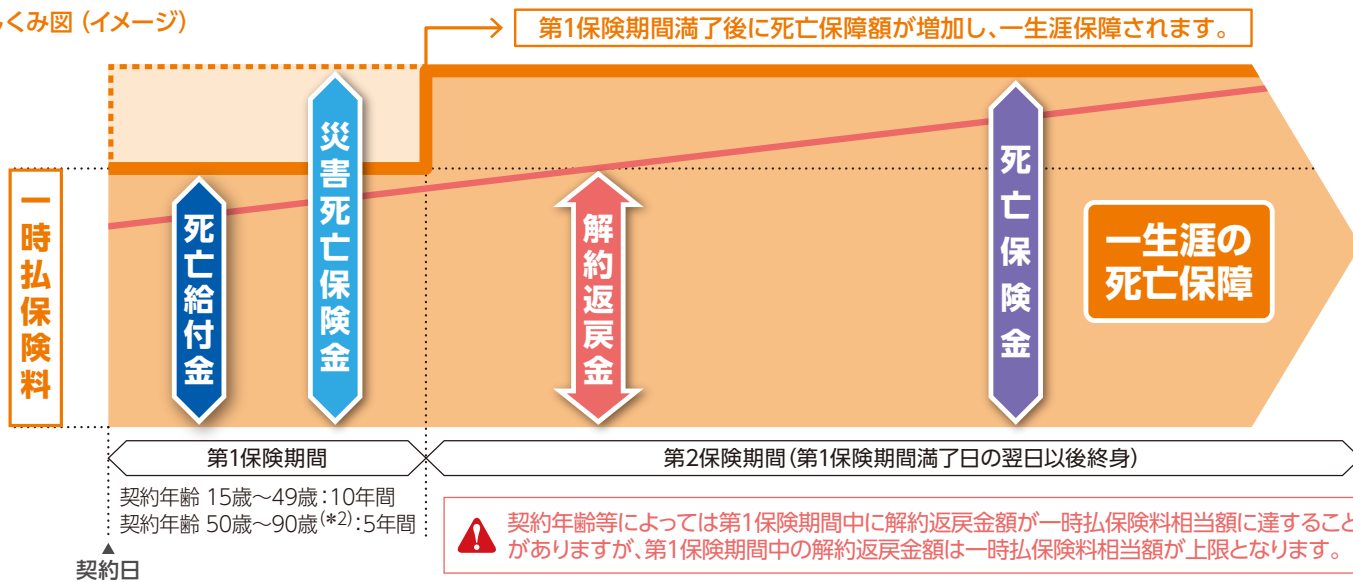
特徴
3

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、
ご自身で使うこともできます。



ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。

しくみ図(イメージ)



ご契約の諸基準

契約年齢範囲(*3)	15歳~90歳(*2)	最低一時払保険料	100万円		
保険期間	終身	最高一時払保険料(*4)	被保険者契約年齢	15歳~49歳	50歳~90歳(*2)
保険料払込方法	一時払いのみ		最高一時払保険料	7000万円	3億円
告知	職業のみの告知	取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:万円単位		

(*3) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(*4) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

代業-16-0001(1/2ページ)

※裏面も必ずご確認ください。

商品の概要

保障内容	お支払いする保険金等		お支払理由	お支払金額	受取人	
	第1保険期間	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたとき ただし、災害死亡保険金がお支払される場合を除きます		一時払保険料相当額	死亡保険金受取人
		災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症(*)を直接の原因として死亡されたとき		死亡保険金額と同額	
	第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき		死亡保険金額	

(*) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- この保険は、**被保険者が高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。**
- 第2保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。**
- 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。**

主な特約	年金支払移行特約	
		将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。

返解戻金約	ご契約が解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいい、 ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります（解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります）。	
		● 第1保険期間中の解約返戻金額は、当社が将来の死亡保障のために積み立てた金額が一時払保険料を上回った場合でも、一時払保険料相当額が上限となります。

配当金	5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします（ 資産の運用実績によってはお支払いできない場合もあります ）。	

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

○ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
- したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。

! 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

! ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 (大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索